

令和２年度 徳島県内部統制評価報告書

徳島県知事は、地方自治法第150条第４項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

１ 内部統制の整備及び運用に関する事項

徳島県知事は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「徳島県内部統制に関する方針」（令和２年３月２５日）を策定し、当該方針に則って、「財務に関する事務」に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものです。

２ 評価手続

令和２年度（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）を評価対象期間とし、令和３年３月３１日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」を踏まえ、「財務に関する事務」について、内部統制の評価を実施いたしました。

３ 評価結果

評価手続に則って、評価を実施した結果、「財務に関する事務」に係る内部統制は、「評価基準日において有効に整備」及び「評価対象期間において有効に運用」されていると判断いたしました。

４ 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和３年８月１８日 徳島県知事 飯泉 嘉門